

令和2年度 第4回 千代田区都市計画審議会議事録

1. 開催年月日

令和3年1月15日(金) 午前9時30分～午後11時32分
千代田区役所8階 区議会第1委員会室及び第2委員会室

2. 出席状況

委員定数20名中 出席17名

出席委員 <学識経験者>

【会長】岸井 隆 幸 日本大学特任教授
柳 沢 厚 都市計画家
加藤 孝 明 東京大学生産技術研究所教授
木島 千 嘉 神奈川大学・工学院大学等非常勤講師
三友 奈々 日本大学助教
村木 美 貴 千葉大学大学院教授

<区議会議員>

岩佐りょう子
河合 良 郎
木村 正 明
小枝 すみ子
嶋崎 秀 彦

<区民>

中原 秀 人
細木 博 己
三浦 裕 介
諸 亨

<関係行政機関等>

小山内 勇 麹町警察署長(代理:時任氏)

<臨時委員>

池邊 このみ 千葉大学大学院教授

出席幹事

細越 正 明 政策経営部長
小川 賢太郎 環境まちづくり部長
加島 津世志 まちづくり担当部長

関係部署

山下 律 子 環境まちづくり部環境まちづくり総務課長
夏目 久 義 環境まちづくり部環境政策課長

谷田部 継 司	環境まちづくり部道路公園課長
前田美知太郎	環境まちづくり部計画推進担当課長
加 藤 伸 昭	環境まちづくり部住宅課長
佐 藤 武 男	環境まちづくり部地域まちづくり課長
早 川 秀 樹	環境まちづくり部麴町地域まちづくり担当課長
神 原 佳 弘	環境まちづくり部神田地域まちづくり担当課長

庶務

印出井 一 美 環境まちづくり部景観・都市計画課長事務取扱計画担当部長

3. 傍 聴 者

5人

4. 議事の内容

議案

【報告案件】

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する千代田区の「都市計画に関する基本的な方針（千代田区都市計画マスタープラン）」の改定について

《配布資料》

次第、席次表、千代田区都市計画審議会委員名簿

資料1 千代田区都市計画マスタープラン「改定素案」に対する意見聴取・公聴会及び意見交換会の結果概要

資料2 千代田区都市計画マスタープラン「改定素案」に対する意見概要及び対応の方向性

資料3 新旧対照表

資料4 千代田区都市計画マスタープラン『答申案』

《参考資料》

参考資料1 第10回都市計画審議会都市計画マスタープラン検討部会 議事概要

参考資料2 千代田区都市計画マスタープラン改定スケジュール

参考資料3 ウィズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくりを考えるアイデアソンの結果概要

5. 発言記録

【印出井景観・都市計画課長】

それでは、定刻を過ぎました。申し訳ございません。令和2年度第4回千代田区都市計画審議会を開催させていただきたいと思っております。事務局、景観・都市計画課長の印出井でございます。よろしくお願ひします。

本日の会議は、緊急事態宣言下ということで、感染予防、それから区のほうでもリモートを活用した、こういった審議会の開催ということについて、不十分ではありますが条件が整いましたので、ご出席、ほぼ半々

というような形で、ハイブリッドの形で開催をさせていただきたいと思います。

開会前にも申し上げましたが、少し不慣れなところもございます。それから今、入られている先生方、いらっしゃるのですけれども、環境によっては、今リンクがつかないというようなご連絡を賜った委員の方もいらっしゃいます。ただ、後ほど確認しますけれども、現時点で定足数は満たしておりますので、時間の関係もありまして、開会をさせていただきます。今、随時、リモートのほうの出席について、状況、環境を整えていきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

それでは、岸井会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

【岸井会長（以下、会長）】

はい。おはようございます。リモートの方は聞こえていらっしゃるでしょうか。初めての試みでハイブリッドな審議会運営ということでございます。よろしくご協力をさせていただきたいと思います。

まだリモートで入られる予定の先生方の中には、全部のお名前が出ていないので引き続き増えていく可能性はあると思うのですが、取りあえず本日の出欠状況について、まず、ご紹介させていただきたいと思います。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局よりご報告を申し上げます。

出欠状況でございますけれども、今、岸井会長からご発言ございましたとおり、リモートの先生方、随時エントリーいただいておりますが、当初、ご欠席等のご連絡をいただいておりますのが、麴町消防署長、久保田委員でございます。ということで、出席の現状での詳細な人数の確認はできませんけれども、現時点で定足数を満たしているというところでございます。

それから、初めに、審議に先立ちまして委員を退任された方のご報告と、新しく委員になられました方につきましてご紹介をさせていただきたいと思っております。退任された委員についてでございますけれども、学識経験者として平成30年6月より就任いただいております保井委員におかれましては、病気治療のため、治療に専念したいということで辞任の申出がございました。それにより、ご退任ということになりました。それから、区議会議員から選出いただいておりますはやお委員におかれましては、区議会議員の辞職により委員を退任することとなりました。

続きまして、新任の委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。学識経験者として都心の業務継続性、機能継続性等の観点、都市防災を専門とされております東京大学生産技術研究所教授の加藤孝明先生にご就任していただくこととなりました。本日、加藤先生は、会議全体を通じてご出席は難しいということで、冒頭、リモートでご出席となります。ご紹介をさせていただきます。

加藤先生、聞こえていますでしょうか。

【委員】

はい。聞こえています。

【印出井景観・都市計画課長】

では、冒頭、ご挨拶を賜ればと思いますが。

【委員】

よろしくお願いいたします。

社会的には、防災の専門家というふうに見られがちなのですが、本来分野は都市計画でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

ありがとうございました。では時間の許す限りでご出席賜って、進行によっては早い段階でコメントをいただくということもあるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

【委員】

はい。10時まで参加します。よろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。ありがとうございます。

あと、繰り返しですけれども、加藤先生を新たな委員として先ほど申し上げたとおり、定足数は満たしていることの確認をさせていただきます。

改めまして、進行のほうを岸井会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。まだご予約の方、全員ではなさそうですが、予定の時間を過ぎておりますので、早速、今日の次第に従いまして、案件の調査・審議に入っていきたいと思います。

本日は、報告案件が1件でございます。いつものとおり、傍聴の希望者の方は、今日はいらっしゃるでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

今日は、傍聴の予定が、5名ということで希望のお申出をいただいておりますが、認めてもよろしいでしょうか。

【会長】

はい。傍聴は5名のご希望があるということですが、認めてもよろしいでしょうか。

※全委員異議なし

【会長】

はい。ありがとうございます。それでは誘導をお願いいたします。

※傍聴者入室

【会長】

それでは、開会前ですが、傍聴の方にご案内申し上げます。本会では傍聴者の発言は認めておりませんので、ご了承を賜りたいと思います。

本日の終了の予定時間は11時半ということでございます。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、まず配付資料の確認をお願いしたいと思います。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。事務局でございます。配付資料の確認ということで、委員の皆様には事前にお配りをしているものが多くございますが、もし本日お手持ちでなければ、後ほど申し出ていただければと思います。

資料番号を付していないものとして、会議の次第、席次表、並びに委員名簿ということでございます。

それから、資料番号を付しているものとしまして、資料1、マスタープラン「改定素案」に対する意見聴取・公聴会及び意見交換会の結果概要。

資料2、マスタープラン「改定素案」に対する意見概要及び対応の方向性。

資料3、新旧対照表。

資料4が、冊子になっておるもので、マスタープランの『答申案』。

参考資料といたしまして、参考資料1が、第10回マスタープラン検討部会の議事概要。

それから、参考資料2が、マスタープラン改定検討スケジュール。

それから、参考資料3が、ウィズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくりを考えるアイデアソンの結果概要。

それから、委員の皆様には、常備資料といたしまして現行のマスタープラン等の資料を机上に置かせていただいております。不足等ございましたら、事務局までお申出いただければと思います。

会長、お願いいたします。

【会長】

よろしいでしょうか。

はい。それでは、お手元の資料をご覧いただきながら、議論をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、議案にあるとおり、報告案件として都市計画に関する基本的な方針、いわゆる千代田区の都市計画マスタープランについて、ご議論をいただくわけですが、本審議会の部会で、改定検討部会というのがございまして、そこに池邊先生が、今日はまだ入っていらっしゃいませんか。

【印出井景観・都市計画課長】

すみません。連絡では確認できているのですが、今の時点でまだ入っていらっしゃらないので、後ほどコメントをいただきます。

【会長】

今日は、池邊委員もリモートでご出席のご予定ですので、後ほど池邊先生からもコメントをいただこうと思いますが、まず最初に、事務局から状況の説明をしていただきたいと思います。

【前田計画推進担当課長】

それでは、計画推進担当課長の前田でございます。私のほうから資料のご説明をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますけれども、地域における意見聴取、改定部会等を踏まえまして、都計審として区に答申する答申（案）をご用意してございますので、これまで整理してきた内容、全体を通しましてご議論、ご意見を賜ればと考えてございます。

それでは、資料、初めに参考資料2、改定のスケジュールからご説明をさせていただければと思います。事前に配付させていただいている資料、A3横のものになります。カラー刷りで印刷させていただいております。よろしいでしょうか。

こちらのページの右側、令和2年度第3四半期部分でございます。黄色の部分、ご案内のとおりでございますけれども、昨年11月5日から12月3日の間、まちづくりの当事者となる地域の方から意見を聞く意見聴取・公聴会を実施してまいったところでございます。本日は、そこで聴取しました意見、そのほか、改定部会、区議会の委員会のいただいたご意見、その対応等につきましてご説明をさせていただければと思います。

今後のスケジュールのところでございますけれども、第4四半期の部分、本日の都計審、都市計画審議会にてご議論、ご意見賜りまして、答申案を整理して、2月に最終答申ということで区に答申していくというスケジュールを予定させていただいております。

続きまして、そのほかの資料のご説明をさせていただければと思いますが、資料1～4までございます。簡単に、資料1では意見聴取・公聴会、意見交換会の結果の報告。資料2では、意見聴取・公聴会、意見交換会、そのほか改定部会、区議会の委員会等で実際に出た意見。また、それと、その対応の方向性。資料3におきましては、その対応等を踏まえまして新旧対照表を作成させていただいております。

冊子のような形で本日はご用意させていただいておりますが、資料4といたしまして答申（案）、全編を一式ご準備しているという状況でございます。順にご説明をさせていただければと思います。

まず資料1、ご用意いただいてよろしいでしょうか。A4の資料となっております。データの方もいらっしゃるかもしれませんが。

意見聴取・公聴会及び意見交換会の結果概要でございます。

1番、意見聴取の概要のところでございますけれども、募集期間としまして、11月5日から12月3日までの間、記載の募集方法によりまして意見聴取を実施してまいったところでございます。

2番のところを見ていただければと思いますが、意見の提出者数でございますけれども36人。

3、意見数につきましては、108件いただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面でございますけれども、公聴会及び意見交換会の概要でございます。公聴会は、開催日当日20分ほど、事務局のほうから改定都市マスの概要説明を行いまして、その後、意見交換といたしまして50分程度、行わせていただいた後に、公述人より公述を行っていただいたというところでございます。

参加者につきましては、合計でございますけれども136人、意見交換数といたしましては50件と。公述人につきましては、16名の方からいただいたというところでございます。

その後の資料といたしまして、別紙ということで、各会場の詳細を添付させていただいているところでございます。こちらは、大変恐縮ですが、参考としてご活用いただきまして、説明は省略をさせていただければと思います。

続きまして、資料2-1、ご用意いただいてよろしいでしょうか。A4の横でお送りさせていただいてございます。

こちらは、意見聴取で頂戴しました意見の概要、対応の方向性をご準備させていただいております。資料の見方でございますけれども、意見の該当箇所を序章から順に整理をさせていただきまして、その意見概要と対応の方向性を記載させていただいております。そして一番右側の列のところでございますけれども、提出者の属性も確認できるように記載をさせていただいているところでございます。

また、全体ということで最初に申し上げさせていただければと思いますが、今回、改定の素案自体が大変厚みがあるものだというところもございまして、ご意見に対して具体的にこのページ、該当の箇所で受け止めていますと、記載させていただいておりますということでご説明するものもあつたりですね。また、都市マス自体がビジョンという位置づけでございますので、該当箇所で広く受け止めさせていただいているものだよということでご説明をさせていただくもの。さらには、大変具体的な（案）ということ、施策のような形でご提案いただいているものもございましたので、その辺りにつきましては、関係所管と共有して、今後のまちづくりの参考とさせていただくという形で整理しているものも多くございます。

また、そのほか個別プロジェクトに係るご意見も多数寄せられておりまして、そちらにつきましては、もうご案内のとおりでございますけれども、第5章の中で、地域で意見を出し合う、共通認識をつくる場の検討を記載しているところでございますので、その考え方に基きましてまちづくりを進めていくということで整理をさせていただいているところでございます。

これよりご意見をご説明させていただければと思いますが、大変ボリュームがございますので、ポイントを絞って、幾つかご案内させていただければと思います。

まず2ページ目をお開きいただいてよろしいでしょうか。おめくりいただいた2ページ目のNo.9、テーマ1、こちらは都心生活と住環境の部分でございます。千代田区には、職住近接と調和の魅力があると。住環境を守る意味で、住宅以外の機能を排除しないで、健やかに暮らすための機能集積の視点を加えてほしいというところでご意見があったところでございます。対応の方向性といたしましては、まちの文脈に沿ったまちづくりを基本といたしまして、それぞれの地域の特徴がまちづくりの方針に反映されるものということで、させていただいているところでございます。一方、新型コロナ危機も踏まえた考え方等もございますので、まちづくりの課題の中で記載追記を取っているところでございます。

また、おめくりいただくような形で恐縮ですが、4ページ目から6ページ目にかけてというところがございます。4ページ目の22番、No.22以降でございますけれども、テーマ6。ここでは、災害防災に関するご意見、多数寄せられているところがございます。

対応の方向性といたしましては、災害に備えまして、今般の新型コロナ、また今後の感染症対策も踏まえまして、建物内残留、在宅避難の重要性が高まってまいりますので、耐震化はもとより、エネルギーの自立化などを併せて促進していくということとさせていただいているところがございます。

おめくりいただきまして8ページ目、ご用意いただいておりますでしょうか。

8ページ目以降でございますけれども、麹町・番町地域につきましては、中層・中高層と高さに関するご意見、維持する旨のご意見、緩和を希望する旨のご意見、様々に寄せられているところがございます。答申案の中でも、将来像については「中層・中高層の街並み」を基本としてということで記載させていただいているところがございます。この街並みを基本といたしまして、地域課題を共通認識した上で、課題解決をどう行っていくか、また住環境を守るために、どのようなまちづくりを進めていくか。第2章の記載でございますけれども、トータルなデザインの考え方の下、地域にとってふさわしい、多くの人の共感が得られる形で進めてまいればというところで、記載をさせていただいているところがございます。

またおめくりいただきまして、16ページ目、17ページ目でございます。No.76、77、そのほかNo.81等ですね。様々にコミュニティの課題につきましても、ご意見を頂戴しているところがございます。コミュニティの力を強めていくこと、地域で支えていくこと自体はまさに非常に重要な視点でございますので、区としましても、まちづくりだけでなくソフト面での取組も含めて、行政としても連携を取りながら推進してまいりたいと考えているところがございます。

駆け足で恐縮でございますが、続いて資料2-2のご説明をさせていただければと思います。資料2-1と同様に、A4の横でご準備をさせていただいております。

【印出井景観・都市計画課長】

会長、すみません。説明の途中ですが、池邊先生がエントリーされましたので、ここでコメントをもらって、タイミング的には。その後、また再度、詳細説明をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

池邊先生、聞こえますか。

【委員】

すみません。実は、朝から学生のほうで発熱があったので、どうしたらいいかという電話が急に参りまして、大変、9時半からということは重々承知していたのですが、留学生だったものですから、松戸市のほうとかいろいろ電話をして対応しておりまして、大変申し訳ございませんでした。

改定部会での検討に当たりましては、今回、様々な有識者の方々に集まっていたのと、あと、今回、地域別の案についても詳細な検討を行いました。地域別の検討につきましては、地元の住民の方からも様々

なツールを通じて、ご希望、ご要望等ございました。

また、それらを合わせましたことと、あと、コロナ禍、アフターコロナということで、コロナをマイナスに捉えないで、これからの未来、重々あることですし、例えば公園などにも関係しますと、コロナ禍というのが非常に公園がにぎわったということもございますが、一方で、公園の足りない機能とかも明確になってきておりました。そのようなことも踏まえて、未来のライフスタイル、千代田区の方々にとってどのようにすれば快適に、そして住民が増えるようなまちづくりにしていけるのかということを考えてみました。

また、歴史・文化ということにつきましても、従来は江戸から続いたというような、どちらかという過去のものにしがみついたような形になっておりましたが、今回の場合には、それ以上に国際的に千代田区が今後、若い方々を含めて発展していくために、アートやIT、そのようなものがどういうふうに地域の中で育てていけるか、そんなことを検討しながら改定素案を再検討いたしましたので、本日、皆様方からいろいろご意見を頂戴して、最終案にしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

大変遅くなって申し訳ございませんでした。

【会長】

はい。ありがとうございました。留学生の方の発熱で大変なところ、大変恐縮でございます。時間の許す限り、ご参加いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き事務局のほうから資料の説明を続けていただいて、最後まで行って意見交換ということにしたいと思えます。よろしく願います。

【前田計画推進担当課長】

それでは、引き続き資料のご説明をさせていただければと思います。

資料2-2でございます。こちらは、公述、公聴会のほうで頂戴いたしました意見の概要、対応の方向性をご準備させていただいてございます。ポイントを絞ってご説明をさせていただければと思います。

おめくりいただきまして2ページ、No.8をご覧くださいよろしいでしょうか。新型コロナの対策といたしまして、歩道や車道を時間制で開放してはどうかということでご意見を賜っているところでございます。対応の方向性といたしましては、まさに行政として何とかしてほしいというところかと存じますので、しっかり受け止めていく必要があると。

一方で、円滑な交通と安全性の確保を前提とする必要があるかと存じますので、今後のまちづくりの参考としていくということで記載をさせていただいているところでございます。

3ページ後半から、続いて7ページ前半まで。こちらにつきましても、麴町・番町地域におきまして、公述の際にも、中層・中高層の記載について様々にご意見を頂戴しているところでございます。対応の方向性といたしましては、先ほど意見聴取と同様でございますけれども、中層・中高層の街並みを基本としていくことが共通認識であると。その上で、地域課題を解決するために、その枠を一部超えたものを共有するかどうかにつきましては、地域の中で検討を深めて、共通認識をつくって進めていくこととさせていただいているところでございます。

またおめくりいただきまして、10ページ、No.48のところでございます。

大規模再開発により、まちを活性化していきたいということでご意見を頂戴してございます。全地域を共通してございますけれども、対応の方向性といたしましては、トータルなデザインの考え方の下、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くの人の共感が得られるまちづくりの進め方、そのように進めていくこととさせていただいているところでございます。

続きまして、資料2-3のご説明をさせていただければと思います。

こちらでは、意見交換会で頂戴しました意見、質疑の概要、対応の方向性をご準備してございます。1ページ目のNo.5をご覧くださいいただければと思います。地域の共感が得られるまちづくり、しっかりと実施していただくということで意見を頂戴しているところでございます。このご意見、第5章では共通認識の場の在り方検討を含めて記載しているところではございますが、重く受け止めまして取り組んでいかなければならないものということで、認識をさせていただいてございます。

おめくりいただきまして3ページでございます。No.13、16のところでございますが、自動運転バス、電気自動車に伴う電気ステーション等の設置についてご意見を頂戴してございます。ここでは、技術革新の進展に併せまして交通ネットワークの確立、そういったところを記載しているところではございますが、健康、防災、環境の説明もございまして、テーマ別に縦割ではなくて、テーマ間の連携を取りながら、具体の施策も含めて推進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして4ページ目以降、地域別の意見交換も様々に、具体のまちづくりの話につきましてご意見を頂戴してございます。改めまして、情報の可視化、見える化等を行いながら、共通認識を持ってまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

ここまで公聴会、意見交換会等の意見の概要をご説明させていただきましたが、議事概要ということで、作成作業も、今現在進めてございますので、そちらにつきましては、整い次第、区のホームページに掲載してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料2-4をご準備いただいでよろしいでしょうか。

こちらでは、改定検討部会、また区議会委員会の中で頂戴しました意見、また、東京都の区域マス、その整合性等の対応につきまして整理をさせていただきます。こちらポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして2ページ、No.7・8をご覧くださいいただければと存じます。ここでは、感染症拡大からの回復もありますけれども、時代が急速に進んで価値観が変わったことを示す、そういったところを明記すべきではないかと。量から質への展開におきましても、新たな価値観が生まれつつあることを記載すべきではないかということで、ご意見を頂戴してございます。ご指摘を踏まえまして、価値観の変容と新たな価値観に対応して方向性を切り開く意味を持つ、サステナブル・リカバリーの関係が成立するよう記載してございます。このサステナブル・リカバリーというところにつきましては、資料3、新旧対照表の中でもご説明をさせていただければと思います。

その下のNo.9を見ていただければと存じます。ここでは骨格構造図のところになりますけれども、御茶の水駅、お茶の水仲通りから靖国通りの下、南北の軸の設定も考えられるのではないかと。ここはエリア回遊ということで、そういった軸も考えられるのではないかとということでご意見を頂戴してございます。神保町であったり、小川町の典型、また大学等の機能更新の熟度、緑の連帯性も踏まえまして、ご指摘のとおり、

今回エリア回遊軸として追記をさせていただいているところでございます。

おめくりいただきまして3ページ。No.15をご確認いただいでよろしいでしょうか。麴町・番町地域のエリア回遊軸の中の記載についてご意見を賜ってございます。ここでは、中高層に住宅を誘導するという記載があるけれども、グランドレベルのまちづくりに直接結びつくものでないのであれば、記載は不要ではないかというところでご意見を頂戴してございますので、この部分、ご指摘のとおりでございますので、記載を削除させていただいているところでございます。

また、そのほか、当該地域の中で1点、追記をしている部分がございますので、ご説明をさせていただきます。資料が行ったり来たり恐縮でございますが、資料4、答申案、冊子のほうの123ページ、お開きいただいでよろしいでしょうか。

123ページでございます。当該地域におきましては、とりわけ中層・中高層、高さの取扱いにつきまして意見聴取、公聴会の中でもご意見を賜っているところでございます。

また、当審議会の中でもご議論をいただく中で、高さに関する記載などエリア一体で考える方針につきましては地区別方針、またグランドレベルを主体とする記載につきましては、軸別方針ということで整理をしまいったところではございますけれども、整理する上では、既にボリュームがある中で、手に取って活用いただくために、重複感を減らして、またシンプルに構成するというのも、私どもとして念頭に作業をしまいったところでございます。

また、一方で、グランドレベルを主体とするという記載につきましては、私どもの認識不足もございませけれども、通りや景観、雰囲気は、グランドレベルの状況のみによって決まるのではなくて、通りの開放性や中高層、中層階、高層階の用途構成にも大きく影響されるということで、グランドレベル以外の記載をすることができるとい意味も含まれるかと存じます。

さらには、ご案内のとおり、中層・中高層の街並みを基本とすることは、共通認識ということで、資料2の中の様々に対応の方向性にも記載しているところではございますけれども、意見聴取、公聴会、また地域の声からも多くご意見を募っていただいでいる中で、説明が長くなりまして恐縮でございますが、委員のご指摘、意見聴取、公聴会との状況を踏まえまして、123ページ目の丸の一つ目の中の3行目のところでございますけれども、今まで「落ち着いた街並みを継承し」というところで記載させていただいてございましたが、エリア全体に関わるということで、「中層・中高層の」という文言を、継承と進化の方向性の中で記載をさせていただきますして、共通認識、明確化を図らせていただければということで、このたび追記をさせていただいたところでございます。

続きまして、資料3をご説明させていただければと存じます。新旧対照表でございます。

今回、改定素案から答申案を整理する上で、新旧対照表といたしまして一覧で用意させていただいてございます。誤字であったり、記載の順序、表現等内容の変わらないものは、そういったところは除かせていただいでございまして、おまとめをさせていただいてございます。

資料の見方でございますけれども、一番右の列の部分、ご確認いただければと存じますが、指摘という項目で変更を加えた根拠、内容となる事項を記載させていただいてございます。こちらは、先ほどの資料2一式と併せてご確認をいただければと存じます。

資料のご説明に入らせていただきますが、まず全体を通しまして新型コロナに関する記載を追記してござ

います。現時点でなお、収束されない状況を踏まえまして、これまで委員の皆様からもご指摘のあったところではございますが、序章であったり、背景のみ、そういったところではなくて、キーワードとして全編にわたって可能な限り追記をさせていただいてございます。

それでは、別途その他変更箇所を幾つかご説明させていただきます。

1 ページ目、ちょうど序章2と書いている真ん中の大きな升の部分でございますけれども、こちら委員の皆様より同様の趣旨をいただいているところがございますけれども、コロナ危機から単に元に戻す、回復させるのではなくて、よりよい復興をしていきたいと思います。経済面、環境面など復興に際してよくしていきたいと思いますということを追記してございます。このたび東京都の区域マスでは、サステナブル・リカバリーと先ほども使わせていただきました、言葉で記載されているところではございますけれども、千代田区の都市マスの中では、持続的な回復ということで、基本的には記載をさせていただいているところがございます。

次に、この升の下のところがございますが、こちらでは、予測しがたい災害。20年間の歩みに対する環境への問題意識を明確にするようにということでご意見を頂戴してございますので、記載を強化させていただいているところがございます。

おめくりいただきまして、9ページ目、10ページ目、ご確認いただいてよろしいでしょうか。

9ページ目以降が、特に災害がテーマということで、新型コロナを踏まえた記載を、多く記載しているところがございます。ここはテーマ6が、災害に当たるということでございます。

またおめくりいただきまして、耐震化ということで、耐震化の記載を追記しているところがございますので、ご紹介をさせていただければと思います。

すみません。大変失礼しました。10ページ目ですね。一番下のところがございます。ここでは、耐震化、老朽マンションが実際にある中で、災害に備えた耐震化ということでご意見を踏まえまして記載をさせていただいてございます。

続きまして、資料4、冊子のほうでございます。こちらでは、答申案といたしましてご用意させていただいてございまして、変更箇所につきましては、資料、先ほどの資料3のとおりでございますので、説明自体は省略をさせていただければと思います。

最後に、ご説明として参考資料3、ご案内させていただければと思います。

A4縦のもので1枚のものになってございます。カラーで印刷してございます。タイトルといたしましては、「ウィズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくりを考えるアイデアソンの結果概要」というところでご準備をさせていただいてございます。こちらは、直接、今回の都市マス改定に対してご意見を頂戴しているものではございませんけれども、改定作業を進めている中、20歳未満のまちづくりに対するご意見を聞けてございませんでしたので、このたび、こういったタイトルを称しまして、生徒・学生を対象にした企画を開催いたしましたので、ご紹介させていただきます。

1番、開催の背景・目的でございますけれども、新型コロナ危機により、生徒・学生におきましてもオンライン授業、学校行事の中止、また友人との対面機会等の減少、そういったところの減少等多くの生活変化を受けている状況があると。そうした中、まちづくりのアイデアをばくっと聴取いたしましても、なかなか取り付きにくいところもあろうかということで、道路、公園、水辺など既存ストックの利活用につきましてアイデア検討をさせていただいたところがございます。

2番、概要のところでございますけれども、こちらは令和2年11月でございますが、28日の土曜日、オンライン形式によりまして、参加をいただけるということで手を挙げてくださった方、中学生から大学生の学生8名と、講師といたしましてファシリテーターに法政大学大学院、杉崎先生をお願いいたしまして開催をしまいたところでございます。

3番、検討テーマ、主なご意見でございますけれども、大きくテーマを三つ設定いたしまして、アイデア出しをいただいたところでございます。1点目、スポーツ環境につきましては、道路、屋上を使ったスポーツの実施、また公園や空き地、駐車場、道路、ビルの公開空地等を活用いたしまして、運動会などを実施できないかと。また、そうしたところで実施することによって、地域との関わりが生まれるのではないかと。ところで、アイデアがあったところでございます。

二つ目の丸、公共空間、コミュニティについてでございます。コロナ禍においても、道路空間、地域の方と顔を合わせることができる貴重な空間だよねと。また、出会いの場という視点から考えますと、スタンプラリー等を用いて歩き、交流を促すことができないだろうか。さらには、千鳥ヶ淵、桜の時期は人が非常に多いですけども、その他の時期は比較的閑散としているよねと。景観的にもよい場所ではございますので、イベント等、様々な活用できないかというところでご意見があったところでございます。

最後の丸、学習環境につきましては、外で勉強できるようなところが区内いろいろなところ、各所にあるといいよねと。また、その際、天候に左右されないような環境が欲しいと。具体的には、公開空地など屋根つきの空間にできれば、天候に左右されなくなるのではないかと。いったところで、アイデア出しがあったところでございます。今回、都市マスでは、20年後ということで20年後を描いてございますので、まちの中核を担うこの世代のご意見も、20年後の将来を担うこの世代にも、まちづくりの意見として頂戴してございますので、こういったところを参考にしながら、今後、都心生活の質の向上、QOLの向上を図ってまいればというところを考えているところでございます。本日は、ご報告、ご紹介というところで参考資料3としてご説明させていただきました。

大変ボリュームがある中、駆け足で恐縮でございますが、資料の説明は以上とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま都市計画マスタープラン改定素案に対する意見聴取・公聴会、意見交換会等の結果を踏まえて、今回の都市計画マスタープラン答申の(案)について、ご紹介を頂戴したところでございます。

これから討議に入りますが、リモートの先生方、もしご発言をされる際には、恐縮ですがお顔を出していただいて、手を挙げていただくか、チャットでもつかまえますね。

【印出井景観・都市計画課長】

挙手機能なりチャットでも確認いたします。

【会長】

挙手機能もしくはチャットでも大丈夫ですが、発言があるよということ、ぜひ、表現をしていただかな

いと、こちらからでも全部、把握できませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、当初、リモートで入るといふご予定の委員の方がまだ入っていらっしゃらない方がいらっしゃいますが、各委員のご都合でご欠席であればいいのですが、当方のシステムの問題ではないですよ。

【印出井景観・都市計画課長】

一部、我々のほうでのエントリーの確認はしているのですが、環境によって入れない委員の方がいらっしゃるようで、今、バックヤードで調整はしております。で、それに先立って、先ほど冒頭、ご挨拶いただいた委員のほうから、チャットでコメントをいただいていますので、まずそれをご紹介させていただいてもよろしいでしょうか。

【会長】

はい。加藤先生は、もう退室されたわけですよ、ではチャットでいただいているご意見を、まずご紹介いただきましょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局からご紹介します。

【事務局】

コメントを3点いただいております。

まず防災の観点からのコメントを二つです。都市計画で実現すべき防災目標は、一般論として下記のように整理される。1、物的・人的被害の小さい都市の実現。脆弱市街地における人的被害、物的被害の軽減、未然防止、個別開発を通じた周辺の脆弱性の緩和。

2、災害時の都市機能が維持できる都市の実現。避難機能、オープンスペース等。交通機能、道路ネットワーク、周遊ネットワーク等。拠点機能、災害対応の拠点空間、被災地支援拠点空間等。

3、円滑かつ適切に復旧・復興する都市の実現。千代田区では特に1-3が重要である。1-3、個別開発を通じた周辺の脆弱性の緩和について。これを確実に行うことで個別の再開発が進めば進むほど、周辺の脆弱性を緩和し、地域全体の防災水準を高めることが可能となる。どこかに記述する必要がある。言わば安全のおすそ分けとも呼べるアプローチが重要であるので、どこかに、より明確に記述してほしい。

2-4、拠点機能の増強の必要性について。数十万人規模と県庁所在都市レベルの規模の昼間人口を抱える地区に、役所の災害対策本部に相当する機能がないことは、ある意味キーとも言える。各地区内の災害対応の拠点を開発の中で作り出していく視点が重要である。さらに加えて、東京の中の千代田区、日本の中の千代田区の役割を意識することが重要で、地区の災害対応の拠点にとどまらず、被災地全体を支援する何があるかの機能を持った被災地支援拠点も期待したい。

加えてコメント一つです。大丸有地区に関する記述について。現在の記述内容について、おおむね理解できるが、20年先を見越した、もう少し時代を先取りした内容にしてもよいと感ぜられる。

以上となります。

【会長】

はい。ありがとうございました。退室されたので、真意のほどは全て把握できないかも知れませんが、一応いただいたコメントは、後ほど事務局と私のほうで先生の趣旨をさらに確認した上で、どこにどういうふうに変更を施したいのかということについて、議論をさせていただきたいと思います。

それでは、これからはご出席の先生方、あるいはリアル、リモートでご参加の委員の皆さんからご意見をいただこうと思います。いかがでしょうか。

はい。ではどうぞ。

【委員】

すみません。いろいろ書き換えをしたり、あとは説明会等の意見反映をしたということは理解しました。その上で、何点か追記、検討をいただきたいことがあります。

一つは、今、アフターコロナ・ウィズコロナということですが、都心千代田の場合は、経済と都市計画の関係が非常に困難な状況、立ち至るということがあります。私、区議会議員として30年やってきて、この東京都心のまちづくりを見てくると、バブル崩壊後、つまり2000年以降というのは、物すごく制度的にも、建物的にも超高層化が進みました。その状況を考えると、経済対策としての、国策としての超高層化というのが出てきてしまう。で、番町のほうについては、一定程度、コントロール可能と思いますが、千代田全体として考えたときに、今オリンピックが駄目だったわけですけれども、オリンピックバブルがついこの間まであって、この後、アフターコロナということで経済が非常に沈んだときに、必然的に床を積む方式の流れというものが強化されるということがあります。で、それをどうしたらいいかというような是非論は、未来の人たちに、あるいは住民たちに委ねるとして、もっと数値を見える化する必要があるだろうと。エビデンスを大切にしないといけないかということです。

この間ずっと言ってきたCO₂の問題であるとか、個別開発ごとにどういう変化が起きるのか、もしくは、この20年間、どのくらい超高層ビルが、60メートル以上のビルが、あるいは150メートル、霞が関以上のビルが、あるいは霞が関ビルと同じ高さであっても、容積はその1.5倍になっているという、そういうふうな、物すごく太っているわけですね。そういうボリューム感になっている現在を確認しながら、これからどうするかということを確認する必要があるということ、ぜひ申し上げたいということが1点。

2点目が、都市計画の先生にいろいろ聞くと、日影規制というのが、何というか都心からもう、ほぼなくなっているということがキーであるということが言われるわけですね、住居地域が残りながら。で、そこについては、住居地域の300までしか日影規制がないということになっているらしいのですけれども、そこは何か、やはり乗り越える考えが必要ではないかということをお問われて——いつも言われます。

その点と、すみません、全部まとめて言わせていただきます。二つ目の発言が、できない可能性があるのです。

もう一つが、第5章に関わってくると思うのですが、エリアマネジメントというのは、大事なことだということは認識しますが、出来上がった都市を管理せよということについては重要なことであるけれども、そのまちをどういうふうに手順・手続を、まちをつくっていくのかということに関して、非常に千代田

区は、この間、弱かったということがあります。

で、前回の都計審のときにも、終わってからという岸井先生の仕切りで、出口で配られたと思うのですが、神田における小川町の再開発においては、これは、もう是非論とか個別の議論はいたしません、地域住民が、意見を変えていないとか、一緒にやるのは嫌だよと言っているにもかかわらず、その意見を、行政にも言い分はあるでしょうが、そここのところを伏せて手続に入ってしまうと。で、都市計画手続に入ったものが止まるということはまずないので、非常に、まずい状況、世田谷区の、何ですか下北みたいな状態になってしまいます。でいうと、手順・手続を定める条例が必要なのではないかと。まちづくり条例とか、地域住民、周辺住民への説明を一回もしないで、16条、17条の縦覧に入るということは、もう、なかなか、ほかの地域では、あまりないということも聞きました。ということについて、もっとしっかりと記述をする、もうそろそろ必要があるのではないかと。それが共感というまちづくりを行っていくための必要なツールなのではないかと思えます。一応3点。

加えて言うと、港区のほうから見ると、高さ制限がかなり、渋谷とか、文京とか、様々なところで平成20年頃に高度利用というのが入ってきているのですけれども、千代田区は、そこを地区計画でやってきたということですが、そういうことも含めて、千代田区は高いものを造れば売れるものですから、それだけに個別の論争をするのは極めて、番町以外は困難な状況がありまして、手順・手続をしっかりと定めていくという中で、エビデンスやそういうもう少し、こういった先生方、学識者の声とかを多様に入れながら、よりいい知恵を呼び込んで、むしろ推進の方たちにも申し訳ない。推進している方たちも、推進しようとしているのだけれど、一本調子になって苦しい状況になるので、すみません、長くなってしまいましたけれども、東京都の都計審に入っている先生に聞いても、こんなにいい都計審の先生方が入っているのに、どうしてこんなおかしなとか、説明会を一回もやらないなんていうことが、千代田区では起きてしまうのかというようなことも言われて、再開発等促進区を入れるなら、神田の場合ですけれども、そういう説明会をしないでやるということはある得ないということも言われたり。

あとはもう、反対している人がいたら、そこを取り除くというやり方もあるのよと。いろんなやり方があるのよということも言われて、何かこう、今、いろいろなことが変わりつつある中で、ぜひ受け止めていただきたいと思って、最後に発言しました。

【会長】

具体的にどこかの表現を、どう変えたいということではないということ。

【委員】

第5章のところ、まちづくり条例の必要性と、そうした何というんですかね。

【会長】

はい。今後の方針についてのところで。

【委員】

数値見える化ですね。はい。

【会長】

個別開発の手続であるとか、その評価をするような仕組みを入れられないかというようなご意見が1点と。

【委員】

そうです。その、はい。

【会長】

もう一つは、日影も含めて高度制限を独自に作れないのかと、こういうご意見ですかね。

【委員】

はい。

【会長】

はい。少し皆様のご意見を伺いながら最後に全体で事務局のほうからお答えをいただく部分があれば、お答えいただきたいと思います。

ほかの先生方がでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

番町・麴町地区は、基本的には中高層になっておりまして、超高層につきましてはもう、かなり拒否反応を示されている方もいらっしゃるようなのだけれど、千代田区には、サクラテラスをはじめまして、100メートルを超える多くの超高層建築物がありますけれど、区のほうで、建築前と建築後の環境の変化につきまして、評価を行っているかどうか、それを知りたいですね。行っていないとすれば、行うつもりはあるのかどうか、この辺をお伺いしたいと思っております。

【会長】

はい。これはご質問ではなくて、先ほどのご意見とも通じるところがあるのですが、個別の都市開発に対して、最終的にどんなことがどういうふうになったのかという評価は、これまでやっていらっしゃるかということについて、いかがでしょうか。

【佐藤地域まちづくり課長】

会長、すみません。開発関係なので、地域まちづくり課長のほうから、ご説明させていただきます。

環境の変化といったところがございますけれども、大規模な超高層建築物の新築に際しましては、その環境の変化の評価については、東京都の環境影響評価制度、通称環境アセスメント、環境アセスと言っております。

ますけれども、そういったものがございます。今お話ございました飯田橋のサクラテラスにつきましては、この環境アセスの対象となっておりますので、大気汚染ですとか、騒音・振動、日影、電波障害、あと風環境、温室効果ガス、こういったことについて建築前と建築後の評価を受けているというところでございます。

また、環境アセスの対象とならない場合でも、建物の高さですとか、延べ面積に応じて様々な法令等がございますので、そういったものに準拠して適切に対応しているところでございます。

今お話ございました、高層建築物の前後の環境の変化についての評価につきましては、その地域環境に与える影響というのは、非常に大きなものであると認識しておりますので、今後でございますけれども、建築前後の、いわゆるトータルの環境の変化の評価についての検討が必要ではないかと考えているところでございます。

【会長】

はい。部分的にはアセス等でやっているが、まだ全面的ではないので、今後考えていきたいと、こういうことだったと思います。

【前田計画推進担当課長】

会長すみません。私のほうからもお答えさせていただいてよろしいでしょうか。計画推進担当課長です。

今回、この都市計画マスタープラン、まちづくりの中の上位計画に当たりますので、私のほうからもお答えをさせていただければと思います。

ただいまご意見いただきました部分、冊子で言うと、第5章の211ページのところに、既存制度と改善と効果的な制度づくりということで、その中の一番下の丸のところでも、建築、開発の個別プロジェクトの構想、計画の進捗や効果を地域の多様な視点で検証、改善していけるような仕組みづくりというところで記載をさせていただいているところでございます。

また、ご承知のとおりでございますけれども、今回の改定、都市マスの中では、共感が得られるまちづくりの進め方と。制度選択を行っていくこと、また、共通認識を築くための場の在り方、そういう体制について検討をしていくことを記載しているところでございます。それらを進めていくためには、情報の可視化、見える化等を行っていくことが、まさに肝要だと考えてございます。

ただいまの委員のご指摘も踏まえまして、記載の内容が工夫ができないかどうかも含めて、確認させていただければと思います。

【会長】

はい。先ほどのご意見にも通じるところでありますね。はい。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

はい。どうぞ。

【委員】

令和2年12月3日付の業務連絡としていただいた件で、小川町三丁目の西部南地区計画に関する要望書

の書面をいただいたのですが、内容を見ると賛成派と反対派の双方から意見がぶつかり合っている。という感覚を持ちました。

こちらに関しては、今どのような状況にあり、何を問題としていて、千代田区としてはこの件について、これからどうしていこうとされるのか。お伺い出来ればと思います。

【会長】

これも先ほどのご質問があった案件に通じるところですが、今の状況がどうなっているかをご紹介いただけますか。

【神原神田地域まちづくり担当課長】

私、担当の神田地域まちづくり担当課長でございます。

今、都市計画の途中でございまして、その前段として都市計画審議会でご報告のときに要望書が出されている状況でございます。その後、今時点でございますけれども、都市計画法16条に基づく地権者を対象とした公告・縦覧というのが12月に行われておりまして、今、意見書を頂いているような状況でございます。今後、1月の下旬から都市計画法17条に基づく公告・縦覧というのを行いまして、予定といたしましては、そういった意見書を集約させていただいて、3月の都市計画審議会でご審議いただきたいとスケジュールを考えているところでございます。

【会長】

スケジュールは分かりましたが、実態としての住民の皆さんの動向というんでしょうかね、これまでのいろいろあつれきがあったように見えますけれども、今はどういう状況だと。

【加島まちづくり担当部長】

会長、すみません。まちづくり担当部長です。よろしいでしょうか。

小川町に関しましては、もともと地域の方々から都市計画提案ということで、そういう都市計画をしてもらいたいというのを区にもう過去何年か前に提出されたというのがありました。その後、今回要望書を出された方の1名の方から、私は賛成してないよという陳情が出されたので、その方の趣旨を酌んで、出された地権者の方々、そちらから少し待ちますという要望があったので一回止めたという形がございます。それで、今回やはり地権者の方々から、進めていただきたいと。約3年ほどたっているいろいろと意見交換したのですけれどもなかなか進んでないというのが事実だったのですが、私は賛成していない方と区と地権者の方とお話をさせていただいて、区と地権者の方の感触としては、都市計画を進めることに関してはいいよという感触を得たというのがあったのですけれども、要望書にあるように、いやいや、私はそんなことは思っていないよ、言っていないよというのが趣旨でございます。そこら辺は行き違いがあったということです。今回、地権者のメンバーの方々から、前回提案した都市計画提案を進めてほしいという要望が正式にきました。そこで区として、これは都市計画として進めていくべきものなのかどうかという判断をして、これは進めていくべきものではないかと。反対の意見もあるけれども進めていくべきではないかと。前回の都市計画審

議会の中で報告もさせていただいて、その後、16条の説明会、地権者の方々向けの説明会をやりました。それでも意見を頂いております。残念ながら反対の方は説明会には来られてないというのが事実です。その後、17条の公告・縦覧というのは、その地権者の方々だけではなくて、千代田区全体の中でご意見ありますかということをやります。今、反対の意見もちろんございますし、賛成の意見も頂いた16条の資料をまとめております。それで都市計画の決定をしたいということで区の中で決済を取っていると。予定としては明確には言えませんが、今後の都市計画審議会の中でご審議を賜りたいと考えているようなところです。それで、その審議の際にそういったご意見を提出させていただいてご議論いただくという形を区としては取っていきたいと考えているところでございます。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

この前、小川町三丁目の資料を頂きまして、また意見書もあったので現地を見に行っただけですけども、確かに雑居ビルが多いとか、ごちゃごちゃしたところで、開発の必要性は感じたんですけども、反対の人が何人かいると。そうすると補償金が必要ですね。それからあと、店舗がたくさんあるんですね、飲食店舗が。そうすると出ていってもらう立退料ですか、立退料を払ったとして、最高の判決は家賃の200か月ですけども、少なくとも100か月分の立退料が必要。それとか仮店舗をやるとしたら仮店舗を用意しなければいけない。あと解体とか、あと一時転居とか、区から補助金は出るとは思うんですけども、かなりの部分賄わなければいけない。ほかに建築しなければいけない。保留床で事業費は賄う。そういったのがぱっと思っただけですけども、審議するに当たって、経済計算書、目論見書、こういったものは出るのでしょうか。出ないと、何というのかな、もうかってくれればいいんですけども、もう赤字になるのが見え見えだとしたら、木村先生もおっしゃっていましたが、何というのですかね、可決するのが親切かどうか、その辺が検討するに当たっては経済計算書、目論見書とか、そういったのがあれば分かりやすいと思うんですけども、そういったものは出るのでしょうか。

【会長】

ちょっと都市計画マスタープランの議論からずれてきていますけれども、幾つかご質問が重なっていますので、これだけで整理してみたいのですが、都市計画審議会にどういう資料が出てきますかということで、事業計画等に関するものは出てくるでしょうか。

【神原神田地域まちづくり担当課長】

担当の神田地域まちづくり担当課長です。

主体は民間の開発事業というのを、今後、東京都のこのまま都市計画決定されれば都知事の認可を頂くことになるかと思うんですけども、その辺に関しましては、準備組合のほうにちょっと確認してみないとど

こまでの資料を出せるかというのは、ちょっと今私どもではお答えすることができませんので、この場はちょっと持ち返らせていただきまして、確認を取らせていただきたいと思います。

【会長】

判断する上でそういう事業の採算性、確実性というのでしょうか、それをご判断する材料が欲しいというご意見ですので、今後ご検討いただきたいと思います。

【印出井景観・都市計画課長】

会長、リモートで委員からご発言したいということがありましたので、委員よろしくお願ひします。

【委員】

聞こえていますか。

【会長】

聞こえています。

【委員】

本来の内容に戻らせていただきたいと思いますのですけれども、第4章の167ページの万世橋地区の内容のところ、173ページをお開きいただきたいのですけれども、Aの地区別方針ということで細かく分けられているところで、②の外神田二丁目の記載のところ、近隣エリアの電気街や湯島聖堂といった魅力資源とも連携し、居住環境と調和した賑わいのあるまちを形成しますというところで、その次のところの神田明神を地域の貴重な魅力資源として保全・活用し、多くのひとに、親しまれる空間としていきますという部分で、新しく魅力資源という言葉がここで記載されているのですけれども、この魅力資源という言葉の意味といひますか、内容を少し細かく説明していただきたいと思いますということがまず1点。

それから、ここで近隣エリアの電気街や湯島聖堂といった魅力資源とも連携し、賑わいのあるまちを形成します。神田明神は地域の貴重な魅力資源としてという部分ですけれども、今、秋葉原という名前で電気街と、もちろん今も電気街の集積地、クラスターとしてももちろん存在しているのですけれども、例えば現行の都市マスを見ますと、85ページに記載があるのですけれども、世界的な有名な電気街ということで紹介されているのです。今、例えば若い人たちのイメージとして秋葉原というイメージですと、サブカルチャーの集積地として認識がかなり高いと思うのです。もちろん電気街という部分もあるのですけれども、そういった何というのでしょうか、魅力が電気街という部分だけにはとどまらず、やはりサブカルチャーですとかグルメというほうにも広めていって記載していったほうがいいのではないかなと考へます。

例えば神田明神、あとは文京区になってしまひますけれども、湯島聖堂なんかの寺社地などは、お隣に小さな宮本公園というところもあります、こういった公園の整備とか周辺の開発に合わせて、緑ですとか空間の連携を図って、一言、例えば歴史や祭礼文化を継承して次世代につなげていくまちづくりの方向性みたいな内容で具体的に書き込んでいく必要があるのではないかと考へているのですが、いかがでしょうか。

【会長】

はい。ありがとうございました。

後半のほうはご意見ですが、最初の魅力資源の言葉遣いについてはご質問だったので、これは少しお答えいただこうと思います。

【前田計画推進担当課長】

計画推進担当課長です。

それでは、3点頂いたかと思しますので、順にご説明等させていただければと思います。

まず、1点目の魅力資源というところでございますけれども、ご指摘のとおり、現行の都市マスの中でも80ページだったり86ページの中で、現行のほうですね、魅力資源ということで使ってございまして、そのまま継承しているというところがございます。言葉のとおりではございますけれども、魅力のある資源ということで使ってきているものではございますが、一方で、魅力や資源といった単語、改定の今回の都市マスの中で使用してございますけれども、ご指摘のとおり、魅力資源ということで一つの単語としてどう取り扱っているかというところにつきましては、由来等も含めて確認をさせていただければと存じます。

続いて、2点目のところでサブカルチャーと、電気街だけでないよねというところがございます。ここもご指摘のとおり、実はこの173ページより前のところにおいては、サブカルチャーなどのそういった記載もしてきてございますので、ご指摘を踏まえまして、サブカルチャー等の記載もさせていただければと、追記させていただきたく存じます。

あと、最後3点目、宮本公園とそういった資源との連携のお話でございます。ここもご意見として承る中で検討させていただければと思いますが、おっしゃるとおり、今、私ども見ましても、173ページ目のひし形1個目、2個目を見たときに、二つ目の四角のところでは保全・活用しという記載はありますけれども、1個目の四角と違って連携の記載がなかったりというところもありますので、ちょっと記載につきましては改めて検討させていただければと思います。

【会長】

はい。言葉遣い、あるいは少し文章については修正を考えたいということでございますので、よろしいでしょうかね。

それでは、ほかの委員の方からも。はい、どうぞお願いします。

【委員】

随分住民の方の意見を聞く機会だとか利害関係者の方の意見を聞いて、随分充実というか、改善されてきたという印象を持っています。その中で一つ感じたのは、サステナブル・リカバリーということで先ほどご報告がございました。非常に環境面が重視されてきたという印象があります。ただ、ちょっと議事録を拝見して、この方向性はいいと思うのですよ。ただ、参考資料の1で議事概要を拝見していて、事務局の説明、あるいは回答の中で、東日本大震災で言われた創造的復興のような意味合いも含んでいるというご説明でし

た。これは創造的復興という名前は、これは実際の復興の中で賛否両論があったのではないかなと思うのですよ。堤防をぐっと高いにものにしていくとか、土地区画整理事業で、そこに住宅を造ってこれまでのコミュニティが壊れたとか、東日本大震災での創造的復興というのをイメージとして賛否両論が分かれるようなことのイメージでやられるとちょっとどうなのかなという心配が、方向性としてはいいのですけれども、そのイメージが東日本大震災の創造的復興、これは別に否定するつもりはないので、ただ現実には賛否両論があったということもあるので、その辺は確認ですけれどもどうなのかというのが1点です。

それからもう一つ、今回の都市マスで、私は改善として見ているのは、土地利用についてもいろいろなメニューが選択肢があって、そこからその住民や関係者が議論して最もふさわしいまちづくりの手法を選んでいくと、選択していく。これはまちづくりの原点として私は大事な視点だと思っています。先ほどちょっと小川町三丁目のお話があったけれども、まさにそういう視点での実践が問われていると私は思っています。選択肢の中には、リノベーションもあるだろうし市街地再開発もあるだろうと。同時に、市街地再開発の中でも、個別利用区の制度の活用とか、いろいろな手法があるわけですよ。都市計画提案があったからそれを進めていくということではなくて、反対している人たちも含めて、建て替えそのものに再開発に反対しているわけではないですよ。ただ自分たちは加わりたくないの外してくれないかというご意見だと思うのです。そういった方を巻き込んだ都市計画提案をそのまま進めると、もう売って出るか嫌でも入らなければいけないかというその二者択一になってくるわけです。そういうことではないだろうと。やはり今回の都市マスの考え方というのは、やはりその土地に住んでいる住民が一生懸命議論して、最もふさわしい、みんなが住み続けられるような土地利用の方針、まちづくりの手法をつくっていくという視点でつくられているのならば、現実の問題もこの視点を生かしていく必要があるのではないかなというのが二つ目です。

それから三つ目は、先ほど池邊先生の中であつたのかな、人口が増えるようなまちづくりということも言われたと、言われたかな、ちょっと触れられたから。今、人口減社会に入っている中で、都心で人口が増えるというまちづくりというのは地方では人口が減ることになってくるわけですよ。都市というのは地方によって支えられている側面が非常にあるわけで、やはり地方との共生という側面も取り入れていく必要があるのかな。それはありましたか。ちょっともしあつたらこの辺でそういう考え方も盛り込まれていますということをご説明いただけたらありがたいと思います。

以上です。

【会長】

はい。2番目のご指摘は、小川町、先ほどの議論の中身で、ぜひそういう運用をしてくださいというご意見だと思いますので、創造的復興ですとか地方との共生という言葉遣いはどこかに入っていますか、それだけお答えいただけますか。

【印出井景観・都市計画課長】

景観・都市計画課長ですけれども、1点目の創造的復興というのは、東日本大震災の復興のときに、やはり当初復興の在り方の理念として語られたものを、この部会での私が発言したのだと思うのですけれども、そういったイメージでご発言をさせていただきました。要は単純に元の姿に戻るのではなくて、課題を解決

する。あるいは魅力を創造するというイメージで、過去の時点よりもよりよくしていくというものをイメージしています。それでその実践の中で、様々東日本大震災の復興に当たっては、ご指摘のとおり賛否両論あるのだらうと思うのですが、今回のイメージとしては、やはり単純に元に戻るのではなくて、今ある課題を解決し、さらに将来に向かってより価値を創造していこうと、価値を付加していこうということをイメージしていると。それを東京都の区域マスタープランでも用いられているサステナブル・リカバリーということを少し引きながら今回お示しをしたというところでございます。

それから、2点目の小川町の件については、個別の話ではなくて、一般論としては、今回のマスタープランの5章以下に示されているような地域でのまちづくり構想からこういった手法をと。その手法の中でも事業手法ありきではないですよということを今回のマスタープランのほうでは繰り返し触れているのかなと思っています。そのエリアの特性に応じて、やはりリノベーションですとか個別建て替えですとか、場合によっては区画整理や市街地再開発事業、そういったものを組み合わせて空間とか機能を創出するだけではなくて、どうやって価値を創造していくという一般的な考え方に立っていると。個別のプロジェクトに対する評価、考え方というのは様々ご指摘があるとは思いますが、どうしてもこういったまちづくりの中であらゆる人の賛成をもって進めなければいけないという状況というのはなかなか難しいところがありますので、合意形成のプロセスについては、基本的な理念は持ちながら、個別についてはまたご議論を賜りたいかなと思っています。

それから、都心居住ですけれども、やはりアフターコロナにあつて、なかなか今後のそういった居住に対するニーズの動向というのがはっきり見えてきていないのですけれども、やはり機能が集積する都心に住みたいというニーズについても一定程度ありそうだと。一方で、ご指摘のとおり、郊外あるいは地方に居住というところもございます。そういった面で、ちょっと私ももう一段洗い出ししなければいけないのですけれども、地方との関係性ということについては、コラム等の中でそれぞれの役割というのでは触れているのですけれども、もう一段洗い出しまして、ご指摘のような地方との共生の関係性というのは、当然、区政運営の中でも重要な柱として考えているところではございますので、確認をさせていただきたいと思います。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

すみません、会長。木島先生からご発言をしたいというお話がございました。

【会長】

はい。では木島先生お願いします。

【委員】

よろしくお願いします。

端的にどこにというのではないのですけれども、今回の中で量から質へという表現がいろいろなところに出てくると思うのですが、それについてちょっと幾つか確認というか、意見を言わせていただければと思います。

一つは、今までは量というの、人をよくするためには高層化するのがいいよねという見方で、それが周りにとっては日影ができたり人が増えたりと、よくない、嫌なことがあるけれども、単体としてはやはり量も質も得るには高層化だよねというニュアンスが強かった。質を上げるためにはどうしても高層化せざるを得ないみたいなニュアンスが強かった気がするのですが、実際には、例えば今のコロナの対応とか考えたときに、例えば高層化につきもののエレベーターの密度の調整というのはどうするのだという弱点があったりとか、あるいは賃貸か分譲かにもよりますけれども、高いところを使うオフィスにしても住宅にしても、高いところを使う人は今後も経済的な体力があったとしても、低いところを使う人はいろいろ経済格差が出てきたりすると、メンテナンスとか建て替えのときに、より高層の建物のほうが高いところと低いところの人の意見の協調を取るとかも難度が上がるとかというリスクも負っているということがあまり一般にされてないのではないかなという気がするのです。高層化することで上げられる質のよさと、あるいは低層化で担保される質のよさというのをもう少し何か列記して、こういう選び方がありますよみたいな記述がどこかにあると、もう少し一般的にも高層化がいいのか低層化がいいのかということが、何か高層化だけが悪者ということではなくて、何か比較検討できるのではないかなと。何かその視点がもう少し盛り込まれるといいのではないかなというのが一つです。どこかに既に記載されているのであれば、ちょっとそこら辺もはっきり教えていただけるといいかなと思いました。

それからもう一つは、今の人口の話にちょっと関連するかなと思うのですが、やはり今回のコロナの影響で、住宅の中に働く場所が入り込んだり、あるいはオフィスの中に家の事情を持ち込んだりというやはり職住が混在してくる状態がすごく今増えていて、まだその着地点が見えてない気がするのです。なので、コンバージョンとかも含めて、今までのように用途を明確に切り分けにくいものに対してどう対応していくかということの何かちょっとシステム提案的な、あるいは課題を把握するみたいなことが盛り込んでいるのではないかなと思いました。

あともう1点、量から質へのときの質というのが、定量化しやすいものとして、どうしてもスペック的なものというのはいろいろ明記しやすい気がするのですけれども、やはり例えば距離の取り方の自由度とか、選択の自由度とか、結局、都市部に人が集まるということは、他者との想定の仕事というところが居心地のよさに伝わってくると思うので、そういう定量化できないものの質の強化の仕事というものをやはり選択肢として何かどこかに列記しておけると、みんなで意識を共有しやすいのではないかなと思ったのですが、その辺りが、今、すみません、全部をちょっと読み込み切れなかったんで、こういうところにもう記載済みですとかあればちょっと教えていただきたいなと思いました。

以上、3点です。

【会長】

はい。ミクストユースの話ですとか、質の話について、何かどこかで書けるかどうか、あるいは書いてあるのかというご指摘ですが、いかがでしょうか。

【前田計画推進担当課長】

計画推進担当課長です。

私のほうから、まず質のお話ということで、具体的にというわけではないのですが、まず冊子の中の29ページ目のところで、大きく量から質への転換したまちづくりということで記載をさせていただいてございます。まずここで量から質への転換を描きながら、今、頂いたちょっと定性的、捉え方も違うよねというところにつきましては、23ページ目のところ、ちょっと戻っていただくのですが、それぞれの価値観の共有のところでは挙げているところではございますが、今ちょうど頂いたご指摘の部分というのはまさしく含まれていない部分もございます。またちょっとおめくりいただきまして、210ページ目のところ、共通認識をつくる場ということで検討していくときに、恐らく今のご指摘の部分というのも一定程度きちんと整理をして話し合うことが大事なのではないかというところで認識しているところがございます。まさに高さというところが悪者にならない。一方で、お話しいただいたように、エレベーターの中の密度であったり共有部分の話、今後は動線の話というのも出てくるかと思えます。さらにはそれぞれの階高を見ますと一定程度空間が必要だよねという形になれば、今以上に階高が必要になることも想定されます。今回コロナを受けてということで考えますと、いろいろ考え方あるかと思えますので、今回この中にちょっと書き込みができるのか、あるいはここから次につなげていく中で整理をさせていただくような形を取らせていただくか、ちょっと検討させていただければと考えてございます。

【会長】

よろしいでしょうか、木島先生。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

答申案の204ページからの協働の在り方についての記載についてですけれども、従来の方たちだけではなく、様々な多様な力を結集して話し合っ合意形成をしていこうねという話ですけれども、具体的な話になってくると、本当に多くの方たちをやりながらと言いながら、クリエイティブな人とかグループとかという新たな主体の方たちにもスポットを当てているのはすごく評価できる場所だと思うのですが、逆に従来の合意形成の中からも、新しい住民の方ですとか、子どもとか多様な世代ですよね。あるいは障害のある方、例えば双子を育てている親とか、そういった地域でなかなか育てるときに様々な課題を抱えている人たちが入れるような仕組みにはなっていない部分もありまして、そこをしっかりと位置づけていくというのを文字でも表していただきたいのと、文字で表すのがクリエイティブな人とか、そういった個性とかを尊重できる人とか、また206ページに行きますと、この表になってくると、幅広い人材とか、それまで知見のある様々な団体、法人ということが例示されているのですけれども、ここの例示ではしっかりと地域に暮らす障害のある方とか子育て世代とか、多様な世代、多様な性別、そういったことも含めてしっかりと合意形成に入れていただけるような一歩進んだ記述があるといいのかなと思うのですけれども、そこら辺りは書き切れない部分があるのでしょうか。

【会長】

はい。204ページの下のほうには多少赤で子どもさんの名前が入ったりしていますけれども、こういうところがもう少し充実しないといけないのでしょうかね、ご指摘は。

【前田計画推進担当課長】

計画推進担当課長です。

ただいま岸井会長のほうからも頂きましたけれども、まさに今204ページの下のところでは加えさせていただいているところがございます。この記載がもうちょっと充実ということもございますし、そのほか記載ができるところが意見を受け止めさせていただきまして、ございましたらちょっと地域を考えたいと思います。またご説明ではございませんが、当初、5ページ目、6ページ目のところ、ちょっと戻っていただければと思いますけれども、こういった、今、委員から頂いたご指摘の部分にも重なるところではございますが、SDGsの視点であったり、さらには6ページ目のところでダイバーシティ社会の推進というところで記述をしているところがございますので、この辺りの記載も含めて、ちょっと全体を通しまして整理ができないかというところは改めて検討させていただければと思います。

【会長】

もう一度確認していただくといいですね、全体。ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

最初に21ページですが、赤字で今回付け加えられた、または修正されたところですけども、大小様々な変革の中で、「感染症拡大を含む都市リスクへの柔軟な対応」云々ですが、この「柔軟」な対応の柔軟は消してもいいかなと私は思いました。といいますのは、よく国会答弁なんかで柔軟なということのことを言った場合に、それはしょうがないよなというニュアンスを含むケースが時々あって、逆にここは「断固」とか「真剣」という言葉を入れたほうがいいかなとは思いますが、柔軟なという言葉の持つ若干負の側面を消すためになくてもいいかなと思いました。それが第1点です。

第2点は、同じくそのページですが、「歴史に培われた都心の魅力と多様性や、都市の持つ集積のメリット」とありますね。この「集積のメリット」というのが新しく加えられた言葉だと思うのですが、今日の議論でもいろいろな意見があったとおり、集積にはメリットもデメリットもあると私は思いますし、コロナの問題等、今後いろいろな統計が出るに連れて検討を加えていかねばならない問題が出てくると思うのです。したがって、このところを多様性の後は前の文章と同じ、前といいますか、もともとの原案と同じ、「多様性を活かし、都市の持つ集積のメリットとデメリットを比較検討の上」という形に変えられてはいかがかと思えます。これが2点目です。

それから3点目、これは6ページに戻るのですが、6ページの真ん中辺りに、今日、量的、質的という議論がありましたが、住宅やオフィスをはじめとする都市環境の量的な集積から質的な集積という言葉があり

ますが、「質的な集積」というのはちょっとなじまないかなと思うのですけれども、別のページでも文言がありますが、質的ときたらやはり向上ではないかなと思うのですけれども、「質的な向上」のほうが日本語としてはこなれているかなと思いました。

第1点目の柔軟な対応の柔軟を消すか消さないかとか、質的な集積というのは、これはどっちかというと言葉の選択の問題で、私は強くはこだわってないのですが、集積のメリット、デメリットは回答が出てないがゆえに今後の検討課題としたほうがいいのかと思います。

以上です。

【会長】

はい。趣旨を適切に表現した内容、表現ぶりかというご指摘と、先ほどの最後の集積のメリットだけではないだろうというご指摘と二つ頂きましたが、何か答えますか。

【前田計画推進担当課長】

計画推進担当課長です。

3点頂いたかと存じます。まず1点目の柔軟なというところは、ご指摘のとおり、ちょっと適切であるとか、修正を含めて検討させていただきたく存じます。ちょっとある意味で柔軟なというところを起動的にといいますか、私どもとしても対応していくという意味合いで使っていたところではございますけれども、負の側面ということもございますので、ご指摘のとおり対応させていただければと存じます。

2点目、メリットとデメリットを比較検討の上というところでの修正のところの話でございますけれども、ちょっと3点目のところと重なりますが、都市自体がちょっとそもそも集積という意味合いもあるのかなという中で、都市のメリットをという表現を使っているところではございますが、一方でデメリットというところもあるかと思しますので、例えばでございますけれども、メリットを生かしながらデメリットにも対応しとか、ちょっと表現につきましては改めて検討させていただければと存じます。

【会長】

はい。基本的には対応していきたいということなので、表現ぶりはあと調整させていただきたいと思いません。

委員さんから手が挙がっていますかね。

【印出井景観・都市計画課長】

細木さんどうぞ。

【会長】

聞こえています、大丈夫です。

【委員】

大丈夫ですか。

【印出井景観・都市計画課長】

大丈夫です。

【会長】

環境がちょっと悪そうなので、画面をオフにしておいていただくと声が聞こえるかもわかりません。

【委員】

大丈夫ですか。ごめんなさい。

地方創生という意味も込めて、例えば千代田区との連携を図ったり、例えば姉妹都市として群馬県の嬭恋ですとか、秋田県のある町が連携を取っているとかいうことがあるのですけれども、ごみの問題を一つ取っても、千代田区内に処理場がなかったりとか、万が一のときに、例えば千代田区というのはやはり近隣の周辺の都市の支えがあつての、何というんでしょう、維持ができると思っっているのですが、そういった記載が、例えば地方との連携を取っていくというところが、具体的にどこということではないのですけれども、都市マスにも記載があればどのページにあるのかな。もしないとすれば、そういった地方との連携も考えつつ行くということもあってもいいのではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

【会長】

はい。先ほどの委員さんからのご指摘にも通ずるところですね。地方との関係、あるいは周辺自治体との連携とか、そういったことについてより書き込めないかということだと思いますが、いかがでしょうか。書いてあるところがありますかね。

【印出井景観・都市計画課長】

先ほども申し上げましたとおり、都心、郊外、地方との役割分担等についての記載はございますけれども、今の委員のご指摘の趣旨、あるいは隔地貢献という意味合いの中で、都心の開発が周辺あるいは地方に貢献するという考え方も都市づくり、都市計画の中に出てきておりますので、そういったことも含めて、ちょっと全体の中での書きぶりの確認と、ご指摘を踏まえた追記については検討をさせていただければと思います。

【会長】

聞こえましたか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ河合さん。

【委員】

103ページのテーマ7、高水準の環境・エネルギー対策を進めるまちづくりということですがけれども、2030年までにCO₂ゼロにしますよという場合に、どういう代替エネルギーを使っていくのか。脱炭素

社会に向けて、いわゆる水素の問題が今ありますけれども、水素ステーションの充実というのはここに書いてあるのですね。ただ、いわゆる地域別のエネルギーデザインの展開とかというところにも、いわゆる石油、石炭、天然ガスに代わって、今後、国の方針もあるでしょうけれども、都心区としてビルが集積している地域でどうエネルギー対策をしていくのかということがもうちょっと強くこの中で書かれていると、いわゆる今後の再開発に向けてもその辺のところがいわゆる考慮されながらのビル造りとなっていくのかなと私は思っています。

それで、この千代田区の都市づくり白書、これ5年ごとですか、改定をしていく。この中で、いわゆる方向性も含めて、これはいろいろな発明とか発展に伴って変わっていく可能性がありますから、その辺も随時千代田としては検討しながら入れていくんだというところの方向性を少し出していったほうがいいのかと思います。

以上です。

【会長】

書いてはあるけれども、もう少し強めにうまく書けないかということですね。少し工夫ができそうでしょうかね。

【印出井景観・都市計画課長】

106ページ以降の方針の中にこういった取組の方向性、特に都市づくりで取り組める脱炭素社会を目指す方向性については記載をしているところですが、委員におかれましては、やはりこういうレベルではなくて、もっと具体的な展開につながるようなということかなと思っています。その辺りについては環境部門とも連携をしながら、これを具体化する中でどう展開していくかということについては検討させていただきたいと思います。

【会長】

より具体的な政策として何か展開できるといいですね。ありがとうございました。

ではお二人、では順番に、三浦さんから行きましょうか。

【委員】

現在、千代田区の都市計画のマスタープラン、広報的な役割として感じるのはホームページとフェイスブック、区民に対して対外的なものはこの二つかと感じていますが、フェイスブックにおいては、一つの記事に対して見る人が限られる。という特性がありつつ、コンテンツを見ていますと、一つの記事に10人ぐらいしか「いいね」という反応があるか。ないか。ということなんです。実際に見ている人はもう少しいるかもしれないのですが、千代田区の住民を考えると、フェイスブックは区内のどれくらいの人がフェイスブックをやっている、どれくらいの人が見てくださっているのか。ということを見ると、やはりフェイスブックという配信だけだと弱いのかな。という感じがしています。もう少し千代田区役所のホームページの中で、区民に見て貰う為に千代田区の都市計画がこのような形で動いているところをリアルタイムに見せていく必

要性がある。と感じています。なぜならば、区民に対しての意見聴取における意見概要及び対応の方向性であるとか。様々な意見が区民から出てくるのですが、都市計画審議会の場において、閉じられた中で話し合いの経過や結果が見えない。と感じます。その為、千代田区のホームページやLINE@、LINEビジネスなど即効性とリアルタイムに、区民の皆さんにこういう意見を伺っていて、千代田区側からの意見としてはこういう思いがある。というところを双方で発信していかないと、区民によっては住んでいるエリアによってはこういうことがあるのだという課題も知らないですし、区民も行政もお互いがお互いを知るという意味では、もう少し都市計画のマスタープランにおける広報的な戦略というか、展開、手段の見直しであるとか。考え方や閲覧数や反応を見て見直していただきたい。

【会長】

はい。マスタープランのこれからの区民への浸透に向けた何か提案があればということですね。いかがでしょうか。

【前田計画推進担当課長】

計画推進担当課長です。

まさしくご指摘いただいたとおり、発信力というところに関しましてはより一層工夫していかなければならないというところで認識しているところでございます。また、資料自体も、実際、極力私どものほうでも早くということでホームページに掲載という形も取らせていただいているのですが、実は階層が深かったりとかということもございまして、なかなか皆様のほうに手に届くまでに至らないというところも実際あるのかなと認識しているところでございます。いずれにいたしましても、より皆様方にお手に届けられるように工夫、検討をさせていただければと思います。

【会長】

どんどんいろいろのメディアが変わってきていますので、新しいのも出てくるでしょうから、ぜひうまく多くの方に読んでいただけるようにしたいと思います。

【委員】

53ページからの良質な水辺の関連ですけれども、ご案内のとおり、お濠だとか川の浄化というのは、もうずっと我々も区民の皆さんも関心があるところですし、特に夏になりますと非常にお濠の臭い含めて景観が問題だとずっと言われてきております。その中で、今回この中の書きっぷりを見ますと、浄化とか具体策がなかなか見えてこない。これをやはり本当に抜本的にやらないと、これやはりもちろん千代田区だけではなくて東京都も関係がありますし国も関係がある近隣区も関係があるのですけれども、まず発信として千代田のこういうところからしっかりともう少し具体的な書きっぷり、まさにこの一番53ページの絵がありますけれども、一日も早くこういう形になってほしいというのは区民の皆さんそれぞれ思っていることだと思うのです。そのこのところの部分はどうお考えをいただいて、今後どう具体的に対応されるのかお聞かせいただきたいと思います。

【印出井景観・都市計画課長】

では、景観も担当しております景観・都市計画課長のほうからご回答申し上げます。

委員おっしゃるとおり、一つテーマとして水辺と緑という形でテーマを設定をさせていただきながら、この20年間の動向も踏まえた視点、論点、課題という形でお示しをしています。その中で、例えば外濠、日本橋川、神田川の浄化ということについて、特に日本橋川、外濠については、東京都のほうでも外濠の水質浄化と玉川上水の復活という取組についても調査・検討をされているというところがございます。我々のほうといたしましても、区のマスタープランとしてどこまで展開ができるかということについては大変悩ましいところで、宿題を先送りするわけではないのですが、55ページの下から2行目に、こういった水辺のガイドラインですね、要は水辺の周辺の空間の在り方とか、水質も踏まえて、今後の水辺のまちづくりについて策定をするということを掲げる中で、我々としては、このマスタープラン改定後に具体的に取り組んでいきたいと。今までマスタープランの中で一般的に水辺沿いの歩行者空間を整備しますとか、そういう形の書きぶりだとどまっていたところかなと思うのですけれども、外濠、日本橋川、神田川、それに面するそれぞれの地域の地域特性も踏まえて、水辺沿いの空間の在り方や親水性の在り方というのを今後お示しをできるような形で取り組んでまいりたいと思っております。

【会長】

神田には区の施設も結構ございますので、うまく利用しながらいい空間を造るということで、マスタープランとしては方向性を示すので、その具体化をぜひ推進してほしいというご意見だと思います。ありがとうございました。

はい、どうぞ。

【委員】

今の委員の広報の問題について私も同じ意見を持っています、ホームページですが、確かにホームページを分かりやすく見やすくしていくことが非常に重要だと思うのですけれども、例えば私の女房が区役所のホームページにアクセスをなかなかしないのですよね。普通の方はしないのだと思うのですし、ましてや200ページのマスタープランが出てきたらもうそこでギブアップではないかなという気がいたします。それで、例えば広報千代田ですか、あれは定期的に入ってくるのでよく読むのですが、例えば広報千代田にこの200ページの大マスタープランを2ページぐらいに凝縮して出してみると。そのことによって全部書き尽くせないと思うのですけれども、少なくともこういうことが進行しているということは一般区民に広報的には効果があると思うので、その中で何人かの人をもしかしたらホームページにアクセスするかもしれないし、広報の多様性といいますか、いろいろなことを通して広報されていかれてはいいかなと思います。

【会長】

はい。ありがとうございました。

広報紙活用できますよね。

【前田計画推進担当課長】

計画推進担当課長です。

広報紙の活用ということでご提案いただきまして、ありがとうございます。

広報紙の活用ですけれども、以前こういった中間のまとめであるとか、様々なところで私どもも活用してまいったところがございます。今回、この改定に当たりましては、概要版も策定を考えてございますので、そういったところと連携しながら、こういった形で発信することが皆様のお手元に一番届くのかというところを検討させていただければと思います。また、広報紙、現在やはりコロナということで、その中でも何を重きを置いて掲載するかというところもございますので、タイミングを見て、直ちにやることもございますし、場合によっては再掲という形でタイミングを見て節目節目で皆様のお手元のほうに周知ができるような形で工夫・検討をさせていただければと思います。

【会長】

はい。よろしくご検討ください。

リモートの先生方でご発言がまだ少ないのですけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。手を挙げる機能を使っていただくか顔を見せていただくかすればご発言いただけますが。

よろしいでしょうか。取りあえず今手が挙がっていないので。

では、ほかの方は、大体よろしいですか。

今日も多くのご意見を頂きました。委員、何か最後にご感想でもあれば頂いてもいいのですけれども、いかがでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

委員、もしかしたらちょっと先ほどのご対応でちょっと席を外されているかもしれないです。

【会長】

そうか、対応で出られましたかね。

【印出井景観・都市計画課長】

あ、ごめんなさい。今。

【委員】

ありがとうございます。

いずれも大変大事なもので、特に住民の方々への対応ということ、また、それに対する説明不足の点は本当にこちらの不足のいたすところかと思っておりますので、おわび申し上げます。

内容につきまして、特に今日議論はありませんでしたが、委員のおっしゃいました防災対応の面、私も委員と同じく東京都の復興の委員会、何か災害があったときに東京都に集まるという部門のものがございませ

て、そこに入っておるのですけれども、そういうところに関しまして、やはり千代田区が23区の中でもそういったときに先導的、あるいは何かしらの拠点的な対応、あるいはオフィスが多いということから特殊な対応もしていかななくてはいけない。また、一方で密集市街地や通学の多いところも関係していますので、その辺り防災面も十分話し合ったつもりではございましたが、抜けがあったと思いましたので、その辺りにつきましては、今回のご議論を反映しまして事務局と協議の上、なるべく皆様のお気持ちを酌み取った形で修文させていただきたいと思えます。また、修文させていただきましたものにつきましては、岸井会長といろいろな話を重ねて合意を得たものとさせていきたいと思っておりますので、会長もよろしくお願いいたします。

以上でございます。遅れまして本当に申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。ありがとうございました。これまでも大変な会合を重ねていただいてありがとうございます。

今日は一番最初にスケジュール案でご紹介いただきましたが、次回の2月8日に最終答申案としてまとめていきたいということで、一応形としては最終形に近いものを見ていただいてご意見を賜りました。リモートでご参加をいただいている学経の先生方にも個別にご説明をしたと聞いていますので、そういうご意見を反映したものになっているのであらうと思えますが、さらにもしこういうところが不足しているということがあれば、事務局のほうにもお伝えさせていただきたいと思えます。今日頂いたご意見を踏まえて部分的に修文が必要かと思えますので、先ほど委員がおっしゃったとおり、委員と私のほうで少し調整しながら、次回の資料にその表現を反映するというご一任をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、何か最後にご発言があればお受けしますが、よろしいですか。リモートの先生もよろしいですか。せっかく入っていただいて何も発言もないのも寂しいのですけれども。

【印出井景観・都市計画課長】

委員はないということです。

【会長】

はい。チャットで来ていますか。チャットで来ている先生もいらっしゃいますね。

それでは、特になければ一旦事務局にお返しをしたいと思いますので、何か事務連絡があればお願いしたいと思えます。

【印出井景観・都市計画課長】

ありがとうございました。

次回の都市計画審議会は2月8日月曜日9時30分から区役所で開催をするということで予定をしております。それから、先ほど会長のほうからございましたけれども、2月8日に修文をして答申という形でスケジュールを組んでいるところがございますけれども、ご案内のとおり、1月末に千代田区長選挙が行われま

す。このマスタープランにもございますように、都市計画マスタープランは東京都の区域マスタープラン並びに基本構想に則してという立てつけになってございますので、それとの則するという関係上の中で、取扱いについてどういう形で答申としてお受けするのか、一定の取りまとめか、いずれにいたしましても、その辺りは早々に新たな体制の下で調整をさせていただいて、検討の節目ということで2月8日には答申の形、あるいはそれに準ずる形で頂くということで考えております。その位置づけについては会長とも相談をしながら進めさせていただき、経過については、場合によっては各委員の皆様にも情報共有しながら進めさせていただきたいと思っております。

また、2月8日状況がよければ緊急事態宣言も開けているという日程ではあるのですが、大きく状況が変わらないということであれば、本日と同じような形でリモートに重心を置きながら開催をしたいと思っております。今日も一部ちょっとエントリーが遅れたりエントリーできなかった委員の方もいらっしゃって、事務局の勝手で大変恐縮でございます。ですので、事前の情報共有あるいは事前の資料の配付とか、様々皆さんにご負担をおかけするかと思いますけれども、よろしくお願いをいたしたいと思っております。2月8日9時半ということで次回のご案内をさせていただきました。

以上でございます。

【会長】

はい。それでは、本日の審議会の内容はこれで終了でございますので、閉会といたしたいと思っております。どうも今日はありがとうございました。

《発言記録作成：環境まちづくり部景観・都市計画課》